

令和 2 年 3 月 6 日
事 務 連 絡

各都道府県介護福祉士養成施設（実務者研修）担当
各地方厚生（支）局介護福祉士学校（実務者研修）担当

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

実務者研修に係る Q&A 集の一部修正について

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 5 月 23 日にお示しした「実務者研修に係る Q&A 集の送付について（その 3）」（別添）について、今般、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（令和 2 年 3 月 6 日社援発 0306 第 21 号）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（令和 2 年 3 月 6 日元文科高第 1122 号・社援発 0306 第 22 号）の改正に伴い、以下の通り、一部内容を修正いたしましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

【質問】

○通し番号 3

看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450 時間以上の教育内容をすべて受講するのか（履修免除はされないのか）

回答	
（修正後） <u>看護師、准看護師の資格を有する者については、免許証原本を確認の上、医療的ケアの科目の履修を免除することが可能です。</u>	（修正前） お見込みのとおり、原則どおり 450 時間の教育内容を受講して頂くことが必要です。